

農業者の皆様へ 「償却資産申告」のご案内

償却資産とは…

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。また、その所有者は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

農業では、次のような資産が償却資産に該当します。

構築物、運搬具、器具・備品の例 (耐用年数)			農業用の機械・装置の例 ※耐用年数は『7年』
構築物	ビニールハウス 金属造	(14)	〈大型特殊自動車に分類される農耕用作業車〉
	木造	(5)	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、コンバイン、
	簡易建物（農機具小屋、資材置場）	(7)	田植機、農耕作業用トレーラ
	フェンス（金属造、合成樹脂造）	(10)	〈乗用装置のない耕うん整地用機具〉
	打ち込み井戸	(10)	鎮圧機、うねたて機など
運搬具	大型特殊自動車に分類される	(4)	〈栽培管理用機具・防除用機具〉
	フォークリフト		育苗機、中耕除草機、噴霧機、土壤消毒機など
	台車等　自走能力を有するもの	(7)	〈穀類収穫調整用機具〉
器具・備品	その他のもの	(4)	刈取機、脱穀機、穀物乾燥機など
	パソコン	(4)	〈その他〉
	冷暖房機器、電気機器、ガス機器	(6)	野菜洗浄機、選別機、いも切り機など
	各種測定機器	(5)	

確定申告との違いにご注意ください！

★ 償却資産申告は、確定申告とは別に、市町村へ毎年行う必要があります。

確定申告と償却資産申告は、対象となる税金や申告先が異なります。確定申告で減価償却費を計上していても、償却資産申告が不要になるわけではありませんのでご注意ください。

	償却資産申告（固定資産税）	確定申告（所得税など）
目的	申告に基づき、市が課税額を決定し、通知する。	所得税などを自ら計算し、納税する。
対象	土地・家屋以外の事業用資産（償却資産）	事業による収入から経費等を差し引いた所得
申告先	市町村	税務署
時期	毎年1月1日現在の状況を1月31日までに申告	原則、2月16日から3月15日までに申告

償却資産申告は、償却資産が所在する市町村ごとに必要です。

申告書の様式は、資産税課窓口で配布しているほか、市公式HPからもダウンロードいただけます。

申告は、窓口、郵送で受け付けています。また、地方税ポータルシステム（eLTAX）による電子申告も受け付けています。申告をしない場合や、虚偽の申告をした場合は、地方税法に基づき延滞金や過料が徴収されることがあります。適正な評価・課税のためにも、期限内の申告にご協力ください。

Q 農業用ハウス等は、基礎の有無等で申告の要否が変わるのでしょうか。

⇒ 農業用ハウス等は、固定資産税の課税対象となります。建築方法や材質の種類等によって課税区分（「家屋」、「償却資産」）が変わります。耐久性の低い素材で作られている場合等については、「償却資産」としての課税となるため申告が必要となります。

(償却資産)	(家屋)
屋根や周壁等が一般的なビニールフィルムの場合	ガラスやアクリル樹脂等の恒久的な資材によって建てられており、土地定着性、用途性等の用件を満たす場合

Q 農耕作業用の車両は申告の対象になりますか。

⇒ 農耕作業用の車両のうち大型特殊自動車に分類されるものは、償却資産の申告対象となります。
(大型特殊自動車と小型特殊自動車の違いについては、次の表のとおりです。)

農耕作業用自動車とは		農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機で乗用装置があるもの 及び 農耕作業用トレーラ
区分	大型特殊自動車	小型特殊自動車
用件	最高速度が時速 35km 以上のもの	最高速度が時速 35km 未満のもの
税	固定資産税（償却資産） 運輸支局への登録の有無に関わらず固定資産税（償却資産）の対象となるため、資産税課に申告の必要があります。	軽自動車税 公道での走行の有無に関わらず軽自動車税の対象となるため、市民税課に申告してナンバープレートの交付を受ける必要があります。
備考	ナンバー登録をしている場合は (分類番号) 9, 90~99, 900~999	緑色のナンバープレート (例) ひたちなか市 あ1234

※ トラクタのアタッチメント等（ロータリー、ハロー等）は、自動車の一部としてみなされるため、
トラクタ本体が小型特殊自動車に分類される場合には、申告の必要はありません。

償却資産申告について詳しく知りたい

資産税課で配布している償却資産申告の手引きをご覧ください。市公式 HP からもご覧いただけます。
その他ご不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

④ 儻却資産に関するここと (<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/kurashi/zeikin/1004382/1004402/index.html>)

【お問い合わせ先】 ひたちなか市役所 資産税課 儻却資産係

📞 電話番号 : 029-273-0111 (内線 3113, 3114)

⌚ 受付時間 : 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

📍 所在地 : 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号
(ひたちなか市役所 第2分庁舎 1階)

🌐 ひたちなか市公式ホームページ : (<https://www.hitachinaka.lg.jp>)